

令和6年度答申第59号

令和6年12月17日

諮問番号 令和6年度諮問第62号（令和6年11月22日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項柱書きは、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の遺族の就学の援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げるとともに、同条2項は、同条1項各

号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定する。

- (2) 労災保険法29条2項の委任を受けて、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第50号）による改正前のもの。）。以下「労災保険法施行規則」という。）32条は、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費等の支給を行うものとする旨規定する。

労災保険法施行規則33条1項柱書きは、労災就学援護費は、同項各号のいずれかに該当する者に対して支給するものとする旨規定し、同項2号は、遺族補償年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資等の支給を必要とする状態にあるもの等と規定する。また、同条3項は、同条1項及び同条2項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は厚生労働省労働基準局長が定めると規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) B（以下「本件労働者」という。）は、C社に配送作業員として就労していた者であるが、令和4年8月8日午後4時50分頃、路上で停車している同社の軽トラック内で心肺停止の状態で発見され、同日午後5時42分、心臓突然死のため死亡した。

（血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性の判断のための調査復命書、死体検案書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、令和5年6月21日付けで、処分庁に対し、遺族補償年金及び葬祭料の支給請求をし、同年9月11日付けで、遺族補償年金前払一時金の請求及び労災就学援護費の支給申請（本件申請）をした。

（遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書、遺族補償年金前払一時金請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、令和6年3月1日付けで、遺族補償年金及び葬祭料の支給請求並びに遺族補償年金前払一時金の請求に対し、「本件は、業務と死亡原

因との因果関係が認められないため、不支給となります。」との理由を付して、これらを不支給とする各決定（以下「本件遺族補償年金等不支給決定」という。）をした。

（遺族補償年金不支給決定通知、葬祭料不支給決定通知、遺族補償年金前払一時金不支給決定通知）

- （４）処分庁は、上記（３）と同じ令和６年３月１日付けで、本件申請に対し、労災就学援護費を不支給とする決定（本件不支給決定）をし、審査請求人に対し労災就学等援護費不支給通知書（以下「本件不支給通知」という。）をもって通知した。

なお、本件不支給通知には、不支給の理由は示されていなかった。

（本件不支給通知）

- （５）審査請求人は、令和６年６月４日、Ｄ労働者災害補償保険審査官（以下「本件審査官」という。）に対し、本件遺族補償年金等不支給決定及び本件不支給決定を不服として審査請求をした。これに対し、本件審査官は、同月６日付けで、当該審査請求の趣旨の補正を求め、審査請求人は、同月１４日、当該審査請求の趣旨を、本件遺族補償年金等不支給決定を取り消す旨の決定を求める旨に補正した。

（労働保険審査請求書、審査請求の補正について、補正書）

- （６）審査請求人は、令和６年６月１４日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

なお、審査請求書には、「原処分のあったことを知った日」は令和６年３月６日である旨及び「法第８条第１項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由」として、本件審査官に対する上記（５）の審査請求について、本件審査官から本件不支給決定の審査請求先が異なることを理由に審査請求の趣旨の補正を求められた時点で、既に審査請求期間を徒過していたため、本件審査官に対し、労働保険審査官及び労働保険審査会法１２条所定の移送を依頼したが、移送はできない旨回答された旨記載されていた。

（審査請求書）

- （７）審査庁は、令和６年１１月２２日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

３ 審査請求人の主張の要旨

(1) 以下のとおり、本件労働者には「長期間の過重業務」及び「短期間の過重業務」が認められ、仮に認められないとしても、労働時間と労働時間以外の負荷要因を併せ考えれば、業務と発症との関連性が強いといえるので、労災認定が認められるべきである。

ア 処分庁が認定した本件労働者の休憩時間、始業時刻及び終業時刻には誤りがあるので、再集計し現実に即した正確な労働時間の認定を求める。

本件労働者の労働時間を正確に集計すると、発症前1週間で約20時間、発症前2か月平均で約65時間の時間外労働に従事していたことになる。

イ 本件労働者の業務は主に介護用品の配送業務であり、移動の頻度は高く、配送業務がないときは車椅子や電動ベッドなどの重量物の運搬作業も行っており、身体的負荷が大きい。加えて、発症前1週間のE市の最高気温は30.9℃～35.2℃と大変暑く、本件労働者の作業環境は過酷であったといえる。

(2) したがって、本件不支給決定の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 労災就学援護費の支給対象者は、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号厚生労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添（当審査会注：諮問説明書における引用及び諮問書添付資料は、本件不支給決定後、令和6年3月29日付け基発0329第3号によって改正された後の要綱であったため、本件不支給決定に適用されるものを審査庁に照会したところ、令和5年3月31日付け基発0331第47号による改正後のものの提出を受けた。このことについては、下記第3の3（1）で付言している。））。以下「本件支給要綱」という。）の3（1）ロにおいて、要旨、遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるものとされている。
- 2 処分庁は、本件労働者の死亡は業務との因果関係が認められないと判断し、本件遺族補償年金等不支給決定をしている。
- 3 よって、審査請求人は、本件支給要綱3（1）ロに掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。
- 4 以上のことから、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求は理由がな

いから棄却すべきである。

- 5 なお、処分庁は本件不支給通知に不支給の理由を記載していないが、審査請求人が本件不支給決定の理由を正しく理解することができるよう、労災就学援護費の支給要件（労災就学援護費の支給対象者は、遺族補償年金の受給権者であることが前提となっていること）を明示した上で、審査請求人がこれに該当しないことを理由として示す必要があった。

なお、審理員の意見も、おおむね同旨である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年11月22日、審査庁から諮問を受け、同年12月5日及び同月12日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年12月2日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

なお、本件審査請求手続と遺族補償年金等に係る審査請求手続との関係について当審査会から審査庁に照会したところ、審査庁において、遺族補償年金に係る審査請求と労災就学援護費に係る審査請求の二つの手続が並行して進められている場合、遺族補償年金に係る審査請求の結論を待って後者の手続を進める運用をしていたが、上記各手続はそれぞれ独立して迅速に進めることが求められる現行制度の下、当審査会から再三にわたり迅速処理を指摘されたことに鑑み、遺族補償年金に係る審査請求の結論を待たず諮問したとのことであった（審査庁主張書面）。その結果、本件審査請求から本件諮問までの期間は、約5か月となっている。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

- (1) 労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために、保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（社会復帰促進等）を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条参照）から、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして、制度が設けられている。そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号の「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものである。したがって、労災就学援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償

年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。労災保険法施行規則 33 条 1 項柱書き及び同項 2 号が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金等を受ける権利を有する者と定めているのは、この趣旨と解される。審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡は業務上の災害と認められないとして、本件遺族補償年金等不支給決定がされている（上記第 1 の 2（3））から、審査請求人は遺族補償年金の支給決定を受けている者ではなく、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

- （2）審査請求人は、処分庁による労災認定の誤りについて縷々主張するが、これは本件遺族補償年金等不支給決定に対する不服であって、本件審査請求ではなく、本件審査官に対する審査請求において主張すべき内容であるから、上記の判断を左右するものではない。

3 付言

- （1）諮問説明書の作成に関する留意事項について

本件の諮問説明書をみると、上記第 2 の 1 のとおり、審査庁は、本件支給要綱について、本件申請に適用されない改正後の規定を記載している。

関係法令等（通達を含む。）の改正があった場合には、適正な審理を実現するという観点から、その改正前後のどの規定が適用されるかを検討することが必要不可欠であり、諮問説明書には、当該事件に適用される関係法令等の規定を過不足なく記載することが求められる。審査庁においては、諮問をする際には、諮問説明書において、諮問に係る事件に適用される関係法令等の規定を適確に記載するよう留意されたい。

- （2）本件不支給通知の記載について

ア 本件不支給通知においては、不支給決定の理由が記載されていない（上記第 1 の 2（4））。このことについて、審査庁も、審査請求人が本件不支給決定の理由を正しく理解することができるよう、労災就学援護費の支給要件（労災就学援護費の支給対象者は、遺族補償年金の受給権者であることが前提となっていること）を明示した上で、審査請求人がこれに該当しないことを理由として示す必要があった旨指摘している（上記第 2 の 5）。

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）8 条 1 項は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時

に、当該処分の理由を示さなければならないと規定し、同条2項は、処分を書面でするときは、当該処分の理由は書面により示さなければならないと規定している（本件支給要綱7（1）ホ（二）も、労災就学援護費を変更又は不支給とする場合には、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）（以下「通知書様式」という。）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すると規定している。）。

この行政手続の基本原則に従い、本件不支給通知には、支給要件の全体像（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審査手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（同法1条参照）にも資することになると考える。

なお、通知書様式には、「備考欄」はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていない。仮に通知書様式に「理由欄」が設けられていれば、処分庁が本件不支給通知に理由を記載する契機となったのではないかと考えられる。

イ また、本件不支給通知には、「この決定に不服がある場合は、（中略）厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。」との正しい教示がされているが、審査請求人は、上記第1の2（5）及び（6）のとおり、当初、本件不支給決定に係る審査請求先を誤り、本件審査官に対して審査請求を行った結果、審査請求期間を徒過してから本件審査請求を行っている。

これは、同じ処分庁（A労働基準監督署長）が同日にした計四つの行政処分（本件遺族補償年金等不支給決定及び本件不支給決定）について、不服申立てをすべき行政庁が異なっていること（本件遺族補償年金等不支給決定については本件審査官、本件不支給決定については厚生労働大臣）を審査請求人が理解していなかったからであると考えられる。このような制

度の不知等により国民の権利利益の救済を図る機会が損なわれないようにするために、行政不服審査法が不服申立ての教示制度（８２条）を設けているのであるから、その教示は、行政処分の名宛人が不服申立てを適切にすることができるようにする必要がある。

このような観点から、本件不支給通知及び通知書様式を見ると、不服申立ての教示の部分は、他の部分よりも非常に小さな文字で記載されているから、このような記載では、行政処分の名宛人の注意を喚起することが困難であるといわざるを得ない。

ウ 上記ア及びイで指摘した点については、当審査会の累次の答申でも指摘しているところであるが、審査庁は、本件支給要綱及び通知書様式の変更について、真摯に検討し、改善すべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第３部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	佐	脇	敦		子
委	員	中	原	茂		樹